

公務員制度における外部人材等の活用について

1. 外部人材の登用

当該地方公共団体の職員以外の外部人材を登用する方法として以下の制度がある。

(1) 派遣

警察、消防など公共機関および他自治体などから、法令に基づいて派遣職員を受け入れる。

(2) 特別法による任期付職員採用

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下、法）」に基づき条例で定め、任期を定めた職員を採用する。

2. 一般職の任期付職員の採用に関する条例

一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に対応し、複雑・高度化する行政課題および緊急の課題を速やかに解決するために、法に基づく任期付職員を採用するための要件を条例において定めている。

条例の概要

種別	一般任期付職員 (条例第2条)	4条任期付職員 (条例第2条の2)
根拠法令	法第3条第2項	法第4条
採用することができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門的知識経験を有する職員の育成に相当の時間を有する場合 ② 急速に進歩する技術などの専門的な知識経験を活用することが一定の期間に限られている場合 ③ 上記②に準ずる場合として条例に定める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一定の期間に業務の終了が見込まれる場合 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合 ③ 上記①、②の業務に任期の定めがない職員を任用する場合において、当該業務以外の業務に従事させる必要がある場合
任期	5年を超えない範囲内	3年を超えない範囲内 (条例で定める場合は5年)
備考		特別区において一般職層に任用できる業務 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度対応業務 ・オリンピック・パラリンピック関係業務

※採用にあたっては、人事委員会に対し採用計画を提出し、承認を得る必要がある。
※任期を定めて採用された者も任期の定めのない職員と同様に、守秘義務、営利企業などへの従事等の制限の服務規定の適用を受けることとなる。

3. 23区における採用実績例

大田区 産業経済部観光政策担当課長、総務部防災計画担当課長

渋谷区 総務部男女平等・ダイバーシティ推進担当課長

葛飾区 総務部副参事（法規担当）

練馬区 区長室副参事（広報戦略担当）

品川区 用地担当課長（平成20～24年度）、災害対策担当部長（平成27年度～）

4. 新たな行政課題に対応するための民間における取り組みの活用を検討

（1）働き方の見直し テレワーク等

東京都：平成29年4月から在宅型テレワークを試行導入

（2）民間のスタイルの導入 フリーアドレス等

総務省行政管理局：オフィス改革の試行的取り組みとして、フリーアドレスを一部導入